【様式１１】（基本協定書（案））

旧源幼稚園利活用事業に係る基本協定書（案）

　旧源幼稚園利活用事業（以下「本事業」という。）に関して、東金市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）との間で、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

　（目的）

第１条　本協定は、甲が実施した本事業に係る事業者の選定において、乙が優先交渉権を有する契約候補事業者として選定されたことを確認するとともに、甲及び乙が相互に協力し本事業を円滑に進めるために、本件貸付契約の締結までの間における必要な事項や確認事項等について定めることを目的とする。

　（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　⑴　本件募集要項　本事業の実施に関して、甲が令和７年１０月に公表した「旧源幼稚園利活用に係る事業者募集要項」をいう。

　⑵　本件事業提案書　本件募集要項に従い、乙が甲に提出した本事業に係る提案書及び当該提案書を詳細に説明する目的で作成した説明文書又は補足文書をいう。

　⑶　本件事業用地等　本件募集要項に記載の土地及び建物をいう。

　⑷　本件貸付契約　本件事業用地等について甲乙間で別途締結を予定する土地及び建物の賃貸借契約をいう。

　（信義誠実の原則）

第３条　甲及び乙は、本事業が本件募集要項及び本件事業提案書に基づいて実施されるものであることを確認するとともに、信義を重んじ、本協定を誠実に遵守しなければならない。

　（地域住民との協調）

第４条　乙は、本事業の実施に当たり、地域住民との協調に努めるものとする。

　（本件貸付契約の締結に関する確認事項）

第５条　甲及び乙は、本件貸付契約の締結に関して、次に掲げる事項を確認する。

⑴　甲及び乙は、本事業の実施に関し別途協議を行った上で、本件募集要項及び本件事業提案書の趣旨に反しない限りでその内容を変更、追加、又は補充することができる。

⑵　乙は、本事業の実施に当たり法令を遵守しなければならない。

⑶　乙は、本件貸付契約の締結前であっても、甲に事前の承諾を得て、自らの責任で募集要項

３施設の概要 ⑻主な設備及び施設・設備の老朽化の状況に記載する項目に関して必要な作業を行うことができるものとし、甲は必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

　⑷　乙は、本件貸付契約を締結したときは、自らの責任において、本件事業用地等の工事、修繕、委託等を行い、その整備を行うものとする。また、整備が完了した本件事業用地等の一切の業務について責任を負うものとする。

　（協定の有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定の締結の日から本件貸付契約の締結の日までとする。ただし、本件貸付契約が締結に至らないことが確定した場合には、その時点で本協定の効力は失われるものとする。

　（解除）

第７条　甲又は乙は、第３条又は第５条第２号の規定に違反した場合は、相手方に書面により通知をすることで本協定を解除することができる。

　（費用）

第８条　甲又は乙のいずれの責にも帰すべき事由によらず、本件貸付契約の締結に至らなかったとき、又は、前条の規定により本協定が解除されたときは、別途書面による合意がある場合を除き、甲又は乙が本事業の準備に関して支出した費用などは、各自が負担するものとし、その準備に要した費用の請求、清算等の債権債務は一切生じないものとする。

　（守秘義務）

第９条　甲及び乙は、本事業に関連して知り得た相手方の業務上の秘密事項を、相手方の事前の承諾なしに、第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、甲が東金市情報公開条例（平成１２年東金市条例第１号）その他の法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

　（不可抗力条項等）

第１０条　本事業の実施に当たり、風雨、地震等の天災その他甲又は乙のいずれの責にも帰すべき事由によらない不可抗力により甲及び乙の一方又は双方に損害が発生したときであっても、甲又は乙のいずれについてもその責任は負わないものとする。この場合において、当該事由により影響を受けた甲又は乙は、当該事由の発生及びその内容を直ちに相手方に通知するものとし、本協定の全部又は一部の変更等について協議することができるものとする。

　（協定の変更等）

第１１条　本協定の全部又は一部の変更等は、甲及び乙が協議の上、書面による合意によって行うものとする。

　（本協定に定めのない事項等に対する協議）

第１２条　本協定に定めのない事項について必要が生じた場合又は疑義が生じた場合は甲乙協議の上、定めるものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　千葉県東金市東岩崎１番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　東金市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　東金市長　鹿　間　　陸　郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者